

令和8年（フ）第41号

新潟県長岡市鉢伏町1831番地、開始決定時の住所新潟県見附市熱田町544番地1
破産者 星 隆之

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年（フ）第78号

新潟県長岡市中沢2丁目1919番地4 kanon202号室
破産者 五十嵐勇太

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年（フ）第92号

静岡県浜松市中央区笠井上町357番地の5
破産者 辻角 仁

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年（フ）第94号

京都市下京区梅小路東中町10番地
破産者 前川 明久

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第311号

京都市右京区太秦松本町5番地の111
破産者 西倉 一博

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第531号

京都市下京区観喜寺町10番地18 オルテンシア 602

- 破産者 三上 和枝
- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第274号

兵庫県西宮市上之町32番10号、前住所大阪府交野市星田5丁目3番1—402号

- 破産者 木原 浩二
- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第285号

兵庫県尼崎市西難波町6丁目2番5号 202、前住所兵庫県尼崎市南七松町2丁目4—3—1

- 破産者 串崎 麻衣
- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第291号

兵庫県西宮市高須町2丁目1番31—654号

- 破産者 篠原 直己
- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第348号

兵庫県西宮市東鳴尾町2丁目2番11—204号
破産者 玉野 実

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第49号

高知市土居町4番12号 キャットパラダイス 201号

- 破産者 吉村 真理
- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和8年（フ）第171号

高知県土佐市高岡町甲385番地6
破産者 津野 竜一

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

令和6年（フ）第26号

福島県相馬市中村字泉町1番地の5
破産者 株式会社タダノ

- 1 決定年月日 令和8年9月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福島地方裁判所相馬支部

令和7年（フ）第1981号

千葉市緑区おゆみ野3丁目20番地1 オーシャンビュー参番館206号

破産者 居下 泰之

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第507号

千葉県習志野市秋津5丁目2番13—1号
破産者 株式会社Happy Smiles

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年（フ）第1004号

千葉県柏市今谷上町20番地132 メゾンアサノ104号

- 破産者 東中川 真
- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第111号

茨城県筑西市関本上1455番地の2
破産者 株式会社野沢電機

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年（フ）第205号

千葉県八街市八街ろ145番地105
破産者 株式会社五木田商事

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部